

I P通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】2025年1月14日現在

～2025年1月13日

[\(令和6年12月25日現在\)](#)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条～第12条 (略)

(契約者が行う契約の解除)

第12条の2 NTT Com ひかり電話契約者が事業者変更(出) [及び](#)番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条 (I P通信網契約者が行うI P通信網契約の解除) の通知があったものとみなし、NTT Com ひかり電話契約を解除します。

第13条～第41条 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	現に利用している別冊 (シェアードI P-P B Xサービス) に定めるシェアードI P-P B Xサービス <a href="#">又は当社の電話等サービス契約約款に定める専用アクセスサービス (番号ポータビリティ (接続料規則 (平成12年郵政省令第64号) 第4条に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) に係るものに限ります。)</a> に係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送受信機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送受信機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は <a href="#">番号ポータビリティ</a> によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2 (工事費の額) の額に別に算定する実費を加算して適用します。
(7)～(12) (略)	(略)

2025年1月14日～

[\(令和7年1月14日現在\)](#)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次 (略)

第1条～第12条 (略)

(契約者が行う契約の解除)

第12条の2 NTT Com ひかり電話契約者が事業者変更(出) [又は](#)番号ポータビリティを希望する場合であって、当社がその事実を知ったときは、共通編第14条 (I P通信網契約者が行うI P通信網契約の解除) の通知があったものとみなし、NTT Com ひかり電話契約を解除します。

第13条～第41条 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事費 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区分	内容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用	<a href="#">ア</a> 現に利用している別冊 (シェアードI P-P B Xサービス) に定めるシェアードI P-P B Xサービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送受信機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送受信機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は <a href="#">電気通信事業法第50条 (電気通信番号の使用及び電気通信番号計画) 第2項に規定する番号ポータビリティ (当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限ります。)</a> によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2 (工事費の額) の額に別に算定する実費を加算して適用します。 <a href="#">イ</a> <a href="#">ア</a> に定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する場合があることについて、 <a href="#">同意していただきます。</a>
(7)～(12) (略)	(略)

2 工事費の額 (略) 第3表 (略) 通信料別表 (略)	2 工事費の額 (略) 第3表 (略) 通信料別表 (略)
-------------------------------------	-------------------------------------